

# ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**基本給付の再支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■ **令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方**

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**  
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※ **令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。**

## 2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

■ **支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。**

\* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

**0120-400-903**（受付時間：平日9:00～18:00）

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

### 3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている又は申請をしている方

- ▶再支給分の基本給付は**申請不要**で受け取れます。
- ▶**前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に**支給されます。

#### 【ご注意ください】

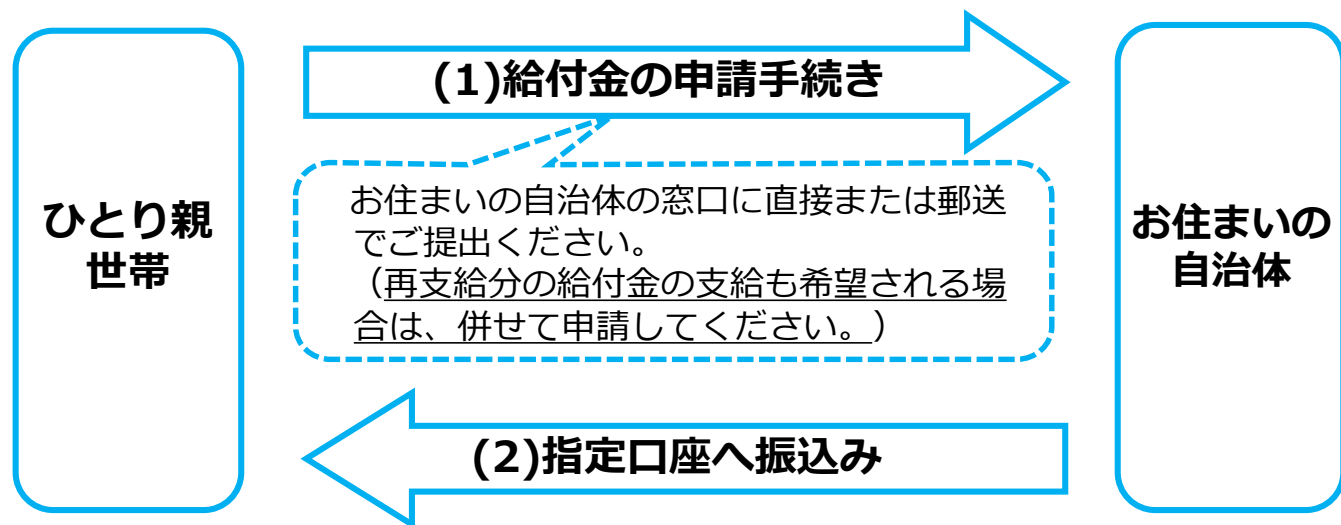
前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。

### 令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、お早めに基本給付の申請を行ってください！**再支給分の基本給付を併せて申請可能です！**

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）

※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます！



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。